

議員全員協議会

日 時	令和元年 8月23日 (金) 閉会中	9時28分 開会 9時45分 閉会
場 所	相良庁舎 4階 大会議室	
出席議員	議長 16番 太田佳晴 副議長 15番 鈴木千津子	
	1番 鈴木長馬	2番 濱崎一輝 3番 原口康之
	4番 吉田富士雄	5番 平口朋彦 6番 藤野 守
	7番 大井俊彦	8番 名波喜久 9番 植田博巳
	10番 村田博英	11番 良知義廣 12番 澤田隆弘
	13番 中野康子	14番 大石和央
欠席議員		
事 務 局	局長 植田 勝 次長 原口みよ子 書記 大塚康裕 総括主任 森田さおり	
説 明 員		
傍 聴		

署名 _____ 議長 _____

[午前 9時28分 開会]

開会の宣告

○議長（太田佳晴君）

それでは、ただいまより、議員全員協議会を始めます。

2 協議事項 (1) 牧之原市議会の議員の欠席時における議員報酬等の特例に関する条例について

○議長（太田佳晴君）

早速協議事項に入ります。1番目として、牧之原市議会の議員の欠席時における議員報酬等の特例に関する条例について、事務局より説明をお願いします。

係長。

○事務局書記（大塚康裕君）

それでは、資料に基づきまして、私のほうから説明させていただきます。

欠席時の議員報酬の特例条例につきましては、これまでに何回かご協議をいただきまして、前回の全員協議会におきまして、9月定例会の最終日に議員発議により上程するということにつきましては、ご承諾をいただいておりますけれども、本日は条例の最終案につきまして説明をさせていただくとともに、パブリックコメントの実施につきましても、あわせて報告させていただきます。

まず1点目としまして、全員協議会で指摘を受けた質問等を報告させていただきます。

資料の条例案の2ページ目をまずお開きください。第6条、適用除外ですけれども、こちらにつきまして、当初は第2号を「女性の議員の妊娠又は出産」としていましたが、女性という文言をどうするかということでご質問がありましたので、法令や関係資料を調査しました。地方自治法での法令では、議員という文言や表現はあるのですが、女性の議員と性別を区別や特定している表現はありませんので、男性や女性の区別はないと考えられるため、議員ということなのです。

次に3ページをごらんください。第13条につきましては、前回は疑義の決定につきましては、議長が議会運営委員会に諮り、議員全員協議会で決定するとしていました。これにつきましても、再度我々のほうで検討した結果、議長が議会運営委員会に諮り決定するものとする修正をするものです。

この考え方につきましては、全員協議会は、あくまでも協議または調整を行うための場として会議規則に定められた限りではありますが、議会運営委員会は委員会条例で定められた委員会であり、地方自治法の逐条解説におきましては、議会運営委員会の所管事項の一部として、議会関

係の条例、規則、規程、内規の取り扱い、先例事項の確認などが挙げられていますので、議会運営委員会が議長の諮問により取り扱いを決定したほうが妥当ではないかという結論に至りまして、修正をするものです。

次に、附則ですけれども施行期日につきましては、公布の日から施行をします。

また、第2項に関しましては、施行日の質問がありましたが、非常にわかりにくい表現であったということで、今回、長期欠席の場合の欠席期間の取り扱いは施行日から起算するとしまして、第3項で、逮捕、勾留等、身体の拘束を受けたことに伴います支給停止措置は、施行日以前から拘束を受けている場合でも、本条例を適用すると修正をしました。

以上が条例の最終案についての報告です。

続きまして、条例制定に合わせまして、パブリックコメントを実施することにしましたので、報告をさせていただきます。

パブリックコメント等の市民意見の募集につきましては、牧之原市政への市民参加に関する条例の第5条におきまして、市民参加手続の対象が規定されているところです。

今回、新たに制定をしようとする条例は、市民生活に直接的な影響を与える内容ではないと考えられるところですが、市議会では、議会改革や開かれた議会を目指す取り組みをスタートさせているところでありまして、今後、議員報酬や政務活動費についても市民意見の聴取を考えているということでもありますので、市民に議会の取り組みを積極的に発信し、知っていただくことも非常に重要ではないかと考えまして、実施するものです。

実施方法としましては、3枚目の表裏の条例の概要、それから4枚目以降の条例案の解説。最終ページの意見提出様式を市のホームページに掲載するほか、議会事務局において、閲覧及び関係資料の配布を予定しております。

実施期間としましては、市の条例上は、意見を求める期間は原則として30日以上とされていますが、ただやむを得ない場合により当該期間を確保できない場合はこの限りではないと規定をされております。

先ほど説明のとおり、このパブリックコメントは市議会の取り組みを市民に広く知ってもらうという意味で実施するものですから、議員報酬を自主的に減額する仕組みを上程することでもありますので、速やかに制度化することが望ましいと考えられますので、8月26日の月曜日から、9月15日までの20日間で実施したいと考えております。

なお、パブリックコメントの実施に伴う法令審査会とのスケジュールの関係性につきましては、パブリックコメントで広く市民意見を募集し、その結果をもって条例を見合わせることもあると考えられますので、9月15日まで実施をした後に、持ち回り審議におきまして法令審査を行い、定例会最終日で議員発議により行うことができるよう、間に合うよう、処理を進めていきたいと考えています。

(1) については以上です。

○議長（太田佳晴君）

ただいま、条例の最終案とパブリックコメントの実施について、説明がありました。この件に関して、質問があればお願いします。

大井議員

○7番（大井俊彦君）

1点だけ、条例案について確認させてください。第3条第3項ですけれども、医師が記載した証明書等ということになっておりますけれども、これは医師一人でいいということかどうかということ。というのは、当局の条例の中には医師2名という部分もありますので、その点どういう考え方が教えてください。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

ワーキンググループ2の座長を務めている関係で、私からご回答させていただきたいと思えます。本条例の検討段階では、医師1名で妥当ではないかと考えました。今、大井議員からの質疑にあって、医師2名以上、セカンドオピニオンや医師の医療的な判断の揺れというものは懸念される場所ではありますが、そういったことがもしあるのであれば、それはもう、13条の規定の適用でいいのではないかなと思えます。

技術的なものとして、医師1名でこのケースに関しては妥当ではないかなと思えます。

○議長（太田佳晴君）

ほかには。

鈴木長馬議員。

○1番（鈴木長馬君）

パブリックコメントですけど、26日というと、もう日にちが迫っていますけど、その辺を市民に対して、どのように、それまでで周知できるかどうかをお聞きいたします。

○議長（太田佳晴君）

係長。

○事務局書記（大塚康裕君）

ホームページでまず公表するというのが一般的だと思いますので、あとは事務局のほうで配付等をさせていただきまして、意見がある場合につきましては、提出をしていただくようにしたいというふうに考えております。

○議長（太田佳晴君）

鈴木長馬議員。

○1番（鈴木長馬君）

そうしますと、例えば個人的にこのようなことがありますよということを知らせてもよろしいわけですね。

例えば、個人的に私としますね、こういうことがありますから、パブリックコメントをどうですかということも言っても構わないわけですね。そうしたら。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

ぜひぜひ、お知り合いの方、友人知人に広く広報していただいて、可能な限り多くの方からご意見いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問は。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

では、最終案として、これで最終日に議員発議で提出するというので、了解のほうをお願いいたします。

良知議員。

○11番（良知義廣君）

1点だけちょっと教えてください。この条例、内容的にはいいと思うんですけども、ただ、近隣市町、例えば5市2町であるとか、中東遠の関係の制定状況がもしわかったら、教えてもらいたい。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

すみません、全てを調査はしていませんが、少なくとも、この条例検討段階では、近隣の5市2町ではございませんでした。県に広げてもなかったように記憶していますが、そのあたりはどうですか。

長泉町が類似、全く同様ではないですが、類似のものをつくるのかな、そういう話は、すみません、一番初めに資料をつくった段階では、ちょっとそこまで調査していなくて、その後に、適時いろいろ情報が入ってきた中では、長泉という話も確かにありました。すみません。

○議長（太田佳晴君）

ほかには。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

それでは、先ほど報告したように、最終日に議員発議で提出させていただきます。お願いします。

2 協議事項 (2) 牧之原市市議会規則の一部を改正する条例について

○議長（太田佳晴君）

それでは、2番目の牧之原市議会会議規則の一部を改正する条例について、事務局お願いします。

係長。

○事務局書記（大塚康裕君）

続きまして、新条例の制定に当たりまして、前回の全員協議会で関係する条例や規則につきまして、改正案を示しましたが、精査を行った結果、修正する箇所が生じたため、改めて説明させていただきます。

まず、会議規則の一部改正につきましては、上の表の中央に記載しております当初改正案では、欠席するときの事由を、疾病以下から、いろいろその他のやむを得ない理由まで具体的に列記をしていたということです。しかし、参考として下のところに掲載しました、標準市議会会議規則、参考としてつけてありますけれども、こちらは、欠席の届出は、事故のため出席できないときと規定されております。この事故とは、地方自治法の逐条解説では、健康上の理由や災害、出産等については正式に欠席することが認められているとされていることや、前回配付した、新しい欠席届の様式に欠席理由を選択する箇所がありますので、改正案では具体的な列挙をやめまして、事故等と表現することとしました。

また、表の中央の当初案の第1項のただし書き以下につきましても、事前に届け出ることができない場合はこの限りではないと。事前に欠席届を提出しなくてもよいと認められるような表現としていましたが、下の標準会議規則のとおり、欠席する場合は、あくまでも当日の開議時刻までに議長に届け出なければならないとされていることから、標準会議規則との整合性が図られなくなる恐れがありますので、このただし書き以下は削除しました。

また、第2項につきましても、当初改正案では現行の第2項を削除しまして、第1項のただし書きに関連するような、事前に届出ができなかったときは、遅滞なく届け出なければならないとしていましたが、これも今の説明のとおり、標準会議規則との整合性が図られなくなるため、削除しました。

また、現行の規則の第2項の出産に関する規定ですけれども、これは本市議会が平成27年に、近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会でも男女共同参画を考慮した議会活動を促進するためとして、議員発議で一部改正を行い追加している条項でありますので、当時の改正の趣旨や経緯を踏まえて、現行どおりのまま生かすこととしました。

会議規則の修正につきましては、以上です。

○議長（太田佳晴君）

ただいまの説明について、質問はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

では、このように改正するということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

お願いします。

2 協議事項 （3） 牧之原市議会の委員会条例一部を改正する規則について

○議長（太田佳晴君）

続きまして、3番の牧之原市議会の委員会条例の一部を改正する規則について、お願いします。係長。

○事務局書記（大塚康裕君）

続きまして、委員会条例の改正につきましても説明させていただきます。先ほど、会議規則の一部改正で説明した内容と同じ内容となりますが、標準会議規則との整合性を図るという観点から、最終改正案のとおり、改正をすることとしたいと思います。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

ただいまの説明について、質問はありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

では、これについても、この条例の改正案で上程させていただいて、皆さん、全会一致ということで、お願いいたします。

2 協議事項 （4） 牧之原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（太田佳晴君）

（4）の牧之原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、お願いします。

係長。

○事務局書記（大塚康裕君）

次に、これまで議会運営委員会や全員協議会では、特に意見はありませんでしたが、新条例の制定に伴いまして、一部改正の必要が生じた議員報酬の条例について、確認の意味で改めて報告させていただきます。

第5条の期末手当の支給制限及び一時差止めにつきましては、第5条を削除し、第6条及び第7条を、それぞれ1条ずつ繰り上げるものです。期末手当の支給制限につきましては、市職員の給与条例第24条に規定されておりました、懲戒免職や禁固刑以上の刑に処せられたとき等の場合については、期末手当を支給しないということを規定しておりますが、この新しい条例では、基準日の前6カ月に身体を拘束される処分を受けたときには、議員の期末手当の支給を制限するということとしています。

また、期末手当の一時差止めにつきましても、市の職員の給与条例の第25条に規定をされておりますけれども、新しい条例につきましては、この一次差止めという概念はなく、身体を拘束された段階で支給停止となるということです。

したがいまして、新条例では、市職員の給与条例の規定よりも厳しい規定となっておりますので、現行の第5条を削除するという処理をするものです。

説明は以上です。

○議長（太田佳晴君）

ただいまの説明について、質問はありますか。
よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

では、これについても、最終日に条例改正ということでお願いします。

以上で、4件について、説明、確認を終わりました。全て9月議会最終日に議員発議として上程をさせていただくようにします。特に1番の議員報酬の特例に関する条例については、これは牧之原市議会としても議会基本条例に続く、議会から提案する初めての条例ということで、大変意義あるものだと思います。また、今後もこういったことで、ぜひとも皆さんで協力して、条例制定に結びつけるようお願いしたいなど、そんなふうに思います。

3 その他

○議長（太田佳晴君）

その他ありますか。
事務局次長。

○事務局次長（原口みよ子君）

9月1日の総合防災訓練のことでお知らせでございます。総合防災訓練、9月1日、安否確認の連絡を忘れないように、事務局のほうによりしくお願いいたします。
以上です。

○議長（太田佳晴君）

それでは、先ほどの4件ですけれども、その都度確認したつもりだったんですけれども、きよ

うの確認をもって全会一致ということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

それでは、きょう全会一致ということで、決定したということで、事務手続のほうは進めさせていただきます。お願いします。

それでは、以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

〔午前 9時45分 閉会〕